

瀬ヶ崎自治会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は瀬ヶ崎自治会とよび、事務所をさいたま市浦和区瀬ヶ崎2丁目15番21号自治会集会所に置く。
- 第 2 条 この会は瀬ヶ崎居住者の共同の幸福を増進することを目的とする。
- 第 3 条 この会は瀬ヶ崎に住所を持つ世帯または事業所であって、会の趣旨に賛同するものをもって組織する。
- 第 4 条 この会はつぎの事業を行う。
1. 会員の親睦に関する事。
 2. 会員の福利、生活の向上に資すること。
 3. 防災、防犯ならびに環境整備に関する事。
 4. 道路、溝渠、水道等公共施設物の保全に協力すること。
 5. 公共団体との連絡協調に関する事。
 6. その他
- 第 5 条 この会は政治ならびに宗教に関しては中立の立場をとり、本会役員の地位を利用して特定の政党、宗教等の宣伝をすることはできない。

第 2 章 組 織

- 第 6 条 この会に次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 若干名
会計 2名 常任評議員 若干名
監事 2名 書記 若干名
会長及び監事は総会において選出する。
- 副会長、常任評議員及び会計、書記は、会長が推薦し、評議員会にかけて委嘱する。
- 会長以下役員の任期は評議員を除き2ヶ年とし、再選を妨げない。
- 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 7 条 会長は会務を総理し、会を代表する。
- 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代理する。
- 評議員は評議員会に出席して議案を審議決定するほか、会務を分担する。
- 常任評議員は本会の諸会議に出席して、会の運営にあたる。
- 会計は本会の会計を掌る。
- 監事は会計を監査する。
- 書記は会長の委嘱により事務にあたる。
- 第 8 条 評議員は地区ごとに会員30名まで1名、31名以上2名とする。
- 第 9 条 会長は評議員会に諮って顧問及び相談役を委嘱することができる。
- 第 10 条 この会の事業運営のため次の専門部を置く。
1. 総務部
(1) 一般庶務

- (2) 会員の福利親睦に関すること
 - (3) 公共団体との連絡協調
 - (4) 会員の表彰及び慶弔に関する事項
 - (5) 他の部に属さない事項
2. 防災・防犯部
 - (1) 公園ならびに街路灯、防犯灯の維持管理
 - (2) 防災・防犯思想の普及につとめ、各種災害の予防に必要な事項
 3. 文化部
 - (1) 会員の厚生福利に寄与する事項
 - (2) 祭典の運営執行
 - (3) 青少年児童の育成補導ならびに母の会との連絡
 4. 衛生部
 - (1) 関係官公署と連絡をとり、地区内の衛生管理
 5. 交通部
 - (1) 交通安全思想の徹底をはかり、交通事故の防止
- 第 11 条 各部に部長、部員若干名をおき、役員、評議員の中から会長が委嘱する。
- 第 12 条 会長はこの会の会員中特に功労あるものに対し、評議員会に諮り表彰することができる。
- 会員の慶弔については別に定める。

第 3 章 会 議

- 第 13 条 会議は総会、評議員会、役員会及び部会とする。
- 第 14 条 総会について
1. 総会は会の最高決議機関で、評議員ならびに役員（監事を除く）をもって構成し、毎年1回または会長が必要と認めたとき及び会員の3分の1以上の要請があったとき開く。
 2. 総会は評議員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は過半数の同意をもって決定する。
 3. 総会はつぎの事項を審議決定する。
 - (1) 事業報告及び事業計画
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 会長、監事の選出
 - (4) 規約の改正
 - (5) 会長及び役員会において必要と認めた事項
 - (6) その他会の基本的事項
- 第 15 条 評議員会について
1. 評議員会は評議員ならびに役員（監事を除く）をもって構成し、会長が必要と認めたとき及び評議員の3分に1以上の要請があったとき開く。
 2. 評議員会は評議員の過半数の出席をもって成立し、議事は過半数の同意をもって決定する。

3. 評議員会はつぎの事項を審議決定する。
 - (1) 役員（会長、監事を除く）の選出、承認
 - (2) その他会務の執行に必要な事項

第 16 条 役員会について

1. 役員会は役員（監事を除く）をもって構成し、議事は過半数の同意をもって決定する。
2. 役員会は会長が必要と認めたとき招集する。
3. 役員会はつぎの事項を審議し、会の運営にあたる。
 - (1) 評議員会及び総会に関する事項。
 - (2) その他緊急を要する会務の処理。ただし、この場合は事後、評議員会に報告しなければならない。

第 17 条 部会について

- 各部長は必要あるときは会長の承認を得て部会を開くことができる。
部会は第 10 条に定める各部所管の事項について協議する。

第 18 条 本会の総会、評議員会の議長は立候補者を募る。立候補者がいない場合は役員から議長を選出する。
会議の議決が賛否同数のときは議長がこれを決する。

第 4 章 会 計

- 第 19 条 この会の経費は会費、助成金及び雑収入をもってこれにあてる。
- 第 20 条 この会の会費は一口 200 円とし、一世帯一口以上を毎月又は一括納入する。
- 第 21 条 会計は公金の取扱いについて慎重を期し、貯金、預金通帳の保管に万全をつくさねばならない。
会計は財産目録を作成し、総会に報告しなければならない。
財産目録に含まれる基本財産の保管については慎重を期し、その処分については総会の承認を受けなければならない。
- 第 22 条 収納支払いについては会長の承認を要する。
- 第 23 条 監事は年 1 回決算報告の内容について監査し、総会に報告しなければならない。右のほか必要あるときはそのつど監査を行うことができる。
- 第 24 条 会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 25 条 この会につぎの書類を備える。
 1. 会員名簿
 2. 役員名簿
 3. 評議員名簿
 4. 会費徴収簿
 5. 現金出納簿
 6. 証憑書類綴
 7. 現金通帳
 8. 備品台帳
 9. 会議録その他

- 附 記
1. この会則は昭和 37 年 3 月 25 日から施行する
 2. 昭和 38 年 3 月 31 日一部改訂
 3. 昭和 44 年 9 月 8 日改訂
 4. 昭和 52 年 11 月 27 日一部改訂
 5. 昭和 56 年 4 月 1 日改訂

6. 平成 8年 4月 1日一部改訂
7. 平成 23年 4月 1日一部改訂
8. 平成 6年 4月 1日一部改訂

細 則

1. 本規約は瀬ヶ崎自治会規約第 12 条により会員等の慶弔金の贈与について定める。
2. 会員または家族並に同居家族が死亡したときは、5,000 円の弔慰金を贈る。
3. 会員または会員外の者でつぎの該当者について、弔慰金または見舞金を贈与することができる。役員会において審議決定の上、前項に關係なく特別弔慰金または見舞金を贈与する。
ただし、事後において評議員会に報告するものとする。
 - イ. 瀬ヶ崎自治会の運営に功労にあった者
 - ロ. 瀬ヶ崎地区発展のため功績のあった者
4. 会員または会員家族並びに同居親族に子が生まれたときは、5,000 円のお祝い金を贈る。
5. 会員または会員家族並びに同居親族が小学校に入学したときは、3,000 円のお祝い金を贈る。

- 附 記
1. 本規約は昭和 44 年 10 月 10 日より実施する。
 2. 昭和 52 年 11 月 27 日一部改訂
 3. 昭和 58 年 4 月 1 日一部改訂
 4. 平成 7 年 5 月 14 日一部改訂
 5. 令和 6 年 4 月 1 日一部改訂